

大 村 城 南 高 校
福 祉 系 列
情 報 開 示

1. 設置者に関する情報

- (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先

長崎県教育委員会 (長崎県教育庁総務課)

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

電話 095-894-3314

FAX 095-894-3470

- (2) 法人の代表者の名前

教育長 寺田 隆士

- (3) 福祉系高等学校以外の実施事業

割愛

- (4) 財務諸表 (設置者が法人の場合)

割愛

2. 福祉系高等学校等に関する情報

- (1) 名称、住所及び連絡先

長崎県立大村城南高等学校全日制総合学科

〒856-0835 長崎県大村市久原1丁目416番地

TEL 0957-54-3121 FAX 0957-27-3056

- (2) 福祉系高等学校等の校長の氏名

学校長 鯉塚 洋一郎

- (3) 開設年月日

平成21年4月1日

(4) 学則等

「長崎県立大村城南高等学校における介護福祉士養成課程に関する規定」

第1章 目的、名称・位置・課程・学科及び生徒定員

(目的)

第1条 長崎県立大村城南高等学校における介護福祉士養成課程（以下、介護福祉士養成課程という）は、学則に定める他、本規定の定めるところによる。

(名称、位置、課程、学科及び生徒定員)

第2条 高等学校の名称、位置、課程、学科及び系列、生徒定員は、下表のとおりとする。

名 称	長崎県立大村城南高等学校
位 置	〒856-0835 長崎県大村市久原1丁目416番地
課 程	全日制
設置学科	総合学科
設置系列(分野)	福祉・生活系列(福祉)
生徒定員	78名(1学年26名)

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第3条 修業年限は3年とする。ただし、やむをえないときは、最長で6年まで延長することができる。

(養成課程及び履修方法)

第4条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」附則第2条第2号に定める養成課程を置くこととする。

- 2 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修(必修)し、修得しなければならない。

3 前項の科目と単位数は34単位以上とする。

領 域		科 目	単位数	本校実施単位数
人間と社会	必 修	社会福祉基礎	4	5
	選 択	現代社会	4	2
		家庭基礎		2
	小 計		8	9
介 護	介護福祉基礎		4	4
	コミュニケーション技術		2	2
	生活支援技術		6	8
	介護過程		3	3
	介護総合演習		2	3
	介護実習		4	4
	小 計		21	24
こころとからだのしくみ	こころとからだの理解		5	6
	小 計		5	6
		合 計	34	39

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期は次の2学期とする。

ア. 前期 4月1日から 9月30日まで

イ. 後期 10月1日から 翌年3月31日まで

(休 業 日)

第7条 休業日は次の通りとする。

ア. 国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ. 日曜日及び土曜日

ウ. 学年始め休業日 4月 1日から 4月 7日まで

エ. 夏季休業日 7月21日から 8月27日まで

オ. 秋季休業日 9月27日から 9月30日まで

カ. 冬季休業日 12月25日から翌年1月 7日まで

キ. 学年末休業日 3月25日から 3月31日まで

ク. 開校記念日 5月13日

ケ. 校長が特に必要と認め、長崎県教育委員会の許可を受けた日

第3章 入学、退学、転学、休学及び卒業等

(入学の時期)

第8条 生徒を入学させる時期は、長崎県教育委員会が指定した年度の初めの日とする。

(入学資格)

第9条 高等学校に入学することのできる者は次のとおりとする。

- ア. 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者
- イ. 中等教育学校前期課程を修了した者
- ウ. 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- エ. 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- オ. 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
- カ. 就学義務を猶予又は免除された者で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- キ. その他、高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜)

第10条 入学志願者に対しては、長崎県立高等学校入学者選抜実施要領に基づいて選抜し、校長が許可する。

(入学手続き)

第11条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者及び保証人と連署した誓約書にその者の住民票を添えて、校長に提出しなければならない。

(卒業)

第12条 次の要件をすべて満たす生徒は、本校の教育課程を修了したものとして、卒業を認定することができる。

- ア 高等学校に3年以上在籍した者
- イ 高等学校必履修科目、原則履修科目及び本校指定の必履修科目のすべての履修が認定されていること。
- ウ 「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」附則第2条第2号に定める養成課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修（必修）し、修得されていること。
- エ 前項ウを含む修得単位が81単位以上であること。
- オ 特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められること。

(転入学)

第13条 他の高等学校から「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」附則第2条第2号に定める養成課程への転入学は原則として認めない。

(編入学)

第14条 他の高等学校から「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」附則第2条第2号に定める養成課程への編入学は認めない。

(休学)

第15条 病気その他やむを得ない理由のため休学を希望する生徒は、休学願を校長に提出しなければならない。休学願を提出する生徒は、医師の診断書等その理由を証明する書類を添えるものとする。

- 2 校長は、前項の願出が正当であると認められたときは、3カ月以上1年以内の期間でこれを許可することができる。ただし、特に必要があると認められる場合に限り、期間を2年まで延長することができる。

(復学)

第16条 休学中の生徒が、その理由がなくなったことにより、復学しようとするときは、復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 休学した生徒が復学するときは、休学時の学年に復学する。

(退学)

第17条 やむを得ない理由のため退学を希望する生徒は、退学願を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の願出が正当であると認められたときは、これを許可することができる。

第4章 教科・科目の単位修得の認定および考査

(単位修得の認定)

第18条 下記の項をすべて満たした生徒には単位の履修及び修得を認定する。

ア 当該科目の年間の実授業時数の2/3以上出席していること。

ただし、介護福祉士国家試験の受験資格(特例資格)を取得しようとする者は、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」附則第2条第2項に定める時間数の2/3(「介護実習」は4/5)以上の出席が必要である。

イ 教科・科目が設定した目標から見て、学習活動や考査成績など総合的に評価して満足できると認められること。

(考査の種類と方法)

- 第19条 考査は、前期中間考査・前期期末考査・後期中間考査・後期期末考査の年4回とする。
- 2 考査の方法は、筆記試験、実技試験、筆記試験と実技試験の併用とする。

(筆記試験の方法)

- 第20条 筆記試験は原則として50分を標準とする。
- 2 試験開始後20分を経過した後は試験会場への入室は認めない。
- 3 試験終了まで退室は認めない。ただし、やむを得ず中途退室する際は、解答用紙はその時点で必ず提出しなければならない。

(追認考査)

- 第21条 教科・科目が設定した目標から見て、考査成績が満足できると認められない場合は、年度末に1科目に1回に限り追認考査を受験することができる。
- 2 追認考査の方法は、第20条及び第21条に準じて実施する。

第5章 授業料、入学料その他の費用（以下「授業料等」という）徴収

(授業料等)

- 第22条 授業料等の徴収は、長崎県県立高等学校等条例の規定するところによる。
- 2 本校所定の経費は別に定め、授業料等とともに徴収する。

第6章 教職員の組織

(教職員の組織)

- 第23条 本校の教職員組織については、長崎県立学校管理規則に示されるところによる。
- ア 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、及び事務職員を置く。
- イ 学校には、前項に規定する者のほか、必要に応じて栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、栄養士、介助員、調理員、用務員その他の職員を置く。
- ウ 学校には、事務長を置く
- エ 職員定数は、教育長が定める。
- オ 学校には、下記の主任等を置く。
- 教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事
学科主任、農場長、カウンセラー、研究主任、司書教諭
- カ 学校には、前項に規定する主任等のほか、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第24条 校長は、性行、学業その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第25条 校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- 2 懲戒を加えるに当たっては、生徒の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
- 3 懲戒のうち、退学、停学、謹慎及び訓告の処分は校長が行う。

(5) 施設設備の概要

「建物及び教育用機械機器・模型の目録」

	教室等の名称	面積	教室等の名称	面積	共用先
土地面積 (63752 m ²)	普通教室本館1	63.36 m ²	事務室	63.36 m ²	学内共用
	普通教室本館2	63.36 m ²	保健室	63.36 m ²	学内共用
	普通教室本館3	63.36 m ²	カウンセラー室	32 m ²	学内共用
建物延面積 (7589 m ²)	普通教室新館1	83.16 m ²	図書室	210 m ²	学内共用
	普通教室新館2	83.16 m ²	視聴覚室	167 m ²	学内共用
	普通教室新館3	83.16 m ²	流通経営室	154.44 m ²	学内共用
	第8講義室	43.56 m ²	CAD室	126.72 m ²	学内共用
	介護実習室	156.99 m ²	情報処理室	122.61 m ²	学内共用
	入浴実習室	64.53 m ²	産業社会と人間室	257.40 m ²	学内共用
	和室	10.80 m ²	被服室	112.20 m ²	学内共用
			調理室	165.00 m ²	学内共用

「教育用機械器及び模型」

実習用モデル人形	2体	ストレッチャー	2個
人体骨格模型	1体	排せつ用具	25個
成人用ベッド	8床	歩行補助つえ	12本
移動用リフト	2台	盲人安全つえ	4本
スライディングボード・マット	6台	視聴覚機器	5器
車いす	13台	障害者用調理器具・食器類	9台
簡易浴槽	1槽	和式布団一式	2式

3. 養成課程に関する情報

(1) 教育課程表（平成21年度入学生用）

	教科	科目	標準単位	1年	2年	3年	合計
普通 教科	国語	国語総合	4	4			4
		現代文	4		2	2	4
	地理歴史	世界史A	2		2		2
		日本史A	2			2	2
		地理A	2				
	公民	現代社会 *選択科目	2	2			2
	数学	数学I	3	3	2		5
		数学A	2	2		2	4
	理科	理科総合A	2	2			2
		理科総合B	2		2		2
	保健体育	体育	7~8	3	2	2	7
		保健	2	1	1		2
	芸術	音楽I	2	2			
		美術I					
		書道I					
	外国語	オーラルコミュニケーションI	2	2			2
英語I		3	3			3	
家庭	家庭基礎 *選択科目	2		2		2	
情報	情報A	2	2			2	
普通教科の単位数計				26	13	8	47
専門 教科	英語	時事英語	2~8		2		2
		総合英語	2~10			2	2
	農業	農業科学基礎	2~6	2			2
	総合	産業社会と人間	2~4	2			2
	福祉	社会福祉基礎	4		2	3	5
		介護福祉基礎	4		2	2	4
		コミュニケーション技術	2			2	2
		生活支援技術	6		4	4	8
		介護過程	3		1	2	3
		介護総合演習	2		1	2	3
介護実習		4		1	3	4	
こころとからだの理解	5		3	3	6		
専門教科の単位数計				4	16	23	43

特別活動	ホームルーム活動	3	1	1	1	3
総合的な学習の時間		3		1	2	3
履修単位数総計			31	31	34	96
〔備考〕						
*福祉科目の標準単位数は、介護福祉士試験受験資格の特例に係る高等学校等の指定基準を記載している。						
*「介護実習」3年次の3単位は夏季休業中に実施 *選択科目は1年次の「現代社会」2年次の「家庭基礎」						

(2) 定員

入学 26 名

(3) 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求）

長崎県教育委員会のHPをご覧ください

(4) 費用

※生徒1人あたりの負担金（平成22年度入学生）

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料	2,200				2,200
入学金	5,550				5,550
授業料	0	0	0		0
学年一括徴収金	6,200	3,400	3,400		13,000
教科書代	14,300	*選択した科目の教科書が必要になる			14,300
制服・体操着 実習着	男子 86,500	0			86,500
	女子 86,600	0	0		86,600
修学旅行		78,000			78,000
校納金	32,400	32,400	43,400		107,800
実験実習費	11,300	4,800	3,800		19,900
教科書		20,500	13,900		34,400
副教材費		8,000			8,000
福祉生徒徴収金		21,800	27,800		49,600
合 計					505,850

※太線で囲んだ部分は福祉系列の生徒に関するもの

(5) 教員数教科担当科目

7 必置教員	氏 名	担当科目	資格・免許
教務に関する主任者◎印 領域「介護」「こころとからだのしくみ」○印を記す	○ 下田 かおる	介護過程 介護総合演習 介護実習 社会福祉基礎 介護福祉基礎 生活支援技術 コミュニケーション技術 こころとからだの理解	「福祉」教員免許 「看護」教員免許 看護師 助産師 保健師
	◎○ 市丸 佐緒里	介護過程 介護総合演習 介護実習 社会福祉基礎 介護福祉基礎 生活支援技術 コミュニケーション技術 こころとからだの理解	「福祉」教員免許 「家庭」教員免許 介護福祉士
	○ 大橋 加奈	介護過程 介護総合演習 介護実習 社会福祉基礎 介護福祉基礎 生活支援技術 コミュニケーション技術 こころとからだの理解	「福祉」教員免許 社会福祉士
	小森 美知子		実習助手
8 その他の教員	副 田 秀二	選択：現代社会	「社会」教員免許
	淵 山 美紀	選択：家庭基礎	「家庭」教員免許

(6) 使用する教材

『新・介護福祉士養成講座（中央法規）』1巻～8巻

『こころとからだのしくみ（メジカルフレンド社）』7巻～12巻

『福祉小六法』

(7) 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

施設名及び施設種	氏名（法人名）	設置年月日	住 所	入所 定員数
特別養護老人ホーム 慈恵荘	社会福祉法人 恵光会	昭和51年 4月1日	長崎県大村市東大村 2丁目1616-2	120
特別養護老人ホーム 箕望荘	社会福祉法人 翔寿会	平成12年 4月1日	長崎県大村市池田 2丁目1163-23	50
特別養護老人ホーム もみの木荘	社会福祉法人 もみの木会	平成4年 4月1日	長崎県東彼杵郡東彼杵町 里郷2435番地	50
特別養護老人ホーム 泉の里	社会福祉法人 大村福祉会	昭和57年 9月1日	長崎県大村市東本町 583番地	55
介護老人保健施設 うぐいすの丘	医療法人 檜山会	平成6年 7月29日	長崎県大村市東大村 1丁目2526-13	100
介護老人保健施設 リハビリセンター大村	医療法人 みどりグループ	平成3年 9月1日	長崎県大村市田下町 930-3	100
通所リハビリテーション 介護老人保健施設 うぐいすの丘 通所リハビリテーション	医療法人 檜山会	平成6年 7月29日	長崎県大村市東大村 1丁目2526-13	40
通所介護/介護予防通所 介護デイサービスセン ターキャロット広場	社会福祉法人 恵光会	平成18年 11月1日	長崎県大村市富の原 2丁目6-1	20
通所介護デイサービス センター 箕望荘	社会福祉法人 翔寿会	平成12年 3月20日	長崎県大村市池田 2丁目1163-23	45
老人デイ・サービスセン ター もみの木荘	社会福祉法人 もみの木会	平成4年 3月16日	長崎県東彼杵郡東彼杵町 里郷2435番地	30
通所介護 デイサービ スセンター 秋櫻	株式会社 こすもす	平成14年 6月1日	長崎県大村市西大村本町 755-1	30
通所介護 泉の里 デ イサービスセンター	社会福祉法人 大村福祉会	平成2年 3月15日	長崎県大村市東本町 583番地	70

(8) 実習の内容及び特徴

I 介護実習の目的

領域「人間と社会」で学んだ人間の尊厳や、領域「こころとからだのしくみ」で学んだ介護に必要なからだのしくみなど、福祉・生活系列でこれまで学習した介護に関する知識・技術・態度を統合的に関連させ、介護とは何かを理解・再確認し、それを実践する学びの場である。施設において個々の生活やリズムに応じて実践される個別ケアを理解し、応用する能力・態度を養い、要介護者を総合的に援助できる介護福祉士を目指す。

II 実習内容

<第2学年:介護実習 I >

高齢者福祉施設および通所介護施設において、実習指導者の指導の下、施設・利用者・介護職員について、コミュニケーション・観察・介助・記録などを通して広く理解する。

1・介護実習 I の目標

<第1段階>

- (1) 介護サービス施設・事業所の機能・概要・目的・理念を知る
- (2) 利用者の生活(その流れやすごし方)を知り、利用者理解を深める
- (3) 介護職員の業務内容を知る
- (4) 利用者・家族との関わりを通して、お互いの想いにふれる
- (5) 介護福祉士としての関わり方を学び、個々の利用者に応じた適切なコミュニケーション能力を学ぶ
- (6) 基礎的な生活支援技術を学ぶ

2・介護実習の内容

(1) 事前指導(介護総合演習)

実習の意義・目標の理解

(施設の概要、実習諸記録物の仕方、実習の日程・日課、実習施設の概要、施設までの交通機関、実習中の礼儀や生徒の立場の礼節を改めて認識し、人間的成長に向けて心構えを培う。)

(2) 事前訪問

目標達成のため、各自の実習目標や方法の検討

(実習指導者から施設概要や利用者の要介護度、障害の程度、利用者の日課、年間行事等、また、職種別業務分掌、勤務体制等の説明を受け、生活環境や施設生活、職員の業務等を理解する。)

(3) 現場実習

利用者とのコミュニケーション、生活環境・介護職の理解

(利用者の日常生活全般：起居移動・食事・排泄・清潔・整容・更衣の観察から、利用者のニーズの個別性を確認し、指導を受けながら、介護の初歩的・基本的な援助計画を考え援助活動を経験する。)

(4) 施設内反省会

実習目標への達成度の評価、課題の発見等について実習指導者から指導を受ける

(5) 実習報告会・反省会(介護総合演習)

実習総括

(実習目標に沿って、すべての実習施設毎での体験を発表し、振り返りながら、意見交換をして実習目標への到達度を評価しあい、次の実習へのステップとする。)

<第3学年:介護実習Ⅱ>

実習指導者の指導の下、介護業務を積極的に実践し、介護計画の作成、実施、評価やこれを踏まえた修正といった一連の介護過程を実践する。

1・介護実習Ⅱの目標

<第2段階>

- (1) 基本的な生活支援技術を実践し、個々の要介護者の状態に応じた個別ケアを学ぶ
- (2) チームケアの重要性を理解し、他職種協働や関係機関との連携について学ぶ

<第3段階>

- (1) 自立支援の視点を押さえ、要介護者の課題の明確化、計画、支援、評価、修正といった一連の援助過程を学ぶ
- (2) 介護福祉士の職業倫理、役割を考え、自らの資質について評価と課題を明らかにする

2・介護実習の内容

(1) 事前指導(介護総合演習)

実習の意義・目標の理解

(2) 事前訪問

目標達成のため、各自の実習目標や方法の検討

(3) 現場実習

他職種の理解・レクリエーションの計画と実践・介護計画の実践

(利用者の障害レベルに応じて用いられる介護技術の適切な使い方を学ぶ。個別の介護課程の展開・記録の方法について学ぶ。チームの一員として介護が遂行できるような能力を高める。)

(4) 施設内反省会

実習目標への達成度の評価、課題の発見等について実習指導者から指導を受ける

(5) 実習報告会・反省会(介護総合演習)

実習総括

(実習目標に沿って、すべての実習施設毎での体験を発表し、振り返りながら、意見交換をして実習目標への到達度を評価しあい、自らの資質について評価と課題を明らかにする)

4. 実績に関する情報

福祉系列卒業生数（平成12年度～平成21年度）		182
福祉関係 就職	介護老人福祉施設	33
	介護老人保健施設	7
	通所介護(デイ)	4
	特定施設入所者介護(有料老人ホームなど)	9
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	16
	訪問介護	1
	障害者通所介護	4
	看護助手	1
福祉関係 進学	大学	10
	短期大学	15
	専門学校	35
	看護学校	18
その他	一般就職	23
	一般進学	2
	未定	4